

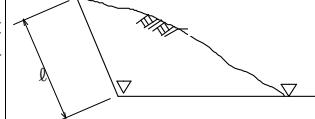
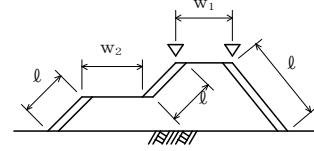
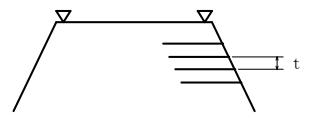
# 出来形管理基準及び規格値 第1編 共通編

●：出来形管理図表を作成する。

△：設計図等を使用し設計寸法と比較対照出来るように整理

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値
1 共 通 編	2 土 工	3 河 川 ・ 開 排 水 路 ・ 海 岸 ・ 治 山 土 工 ・ 砂 防 工 ・ 用 排 水 路 ・	2		掘削工	基 準 高 ▽	●±50
					法長	$\ell < 5m$	△-200
					$\ell$	$\ell \geq 5m$	△法長-4%

測定基準	測定箇所	摘要
施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 ケ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 ケ所。 基準高は掘削部の両端で測定。 ただし、「T S を用いた出来形管理要領（土工編）」(平成 24 年 3 月 29 日付け国官技第 347 号、国総公第 85 号) の規定による場合は、設計図書の測点毎。基準高は掘削部の両端で測定		1-2-3-2
施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 ケ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 ケ所。 基準高は各法肩で測定。 ただし、「T S を用いた出来形管理要領（土工編）」(平成 24 年 3 月 29 日付け国官技第 347 号、国総公第 85 号) の規定による場合は、設計図書の測点毎。基準高は、各法肩で測定		1-2-3-3
施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 ケ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 ケ所。		1-2-3-4

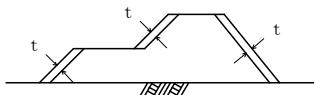
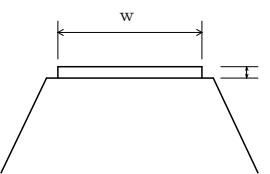
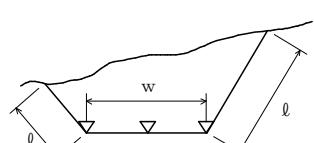
# 出来形管理基準及び規格値 第1編 共通編

●：出来形管理図表を作成する。

△：設計図等を使用し設計寸法と比較対照出来るように整理

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値
1 共 通 編	2 土 工	3. 河 川 ・ 海 岸 ・ 治 山 ・ 砂 防 ・ 用 排 水 路 ・	5		法面整形工(盛土部)	厚さ t	●※-30
1 共 通 編	2 土 工	3. 河 川 ・ 海 岸 ・ 治 山 ・ 砂 防 ・ 用 排 水 路 ・	6		堤防天端工	厚さ t	t < 15cm ●-25 t ≥ 15cm ●-50
1 共 通 編	2 土 工	4 道 路 土 工	2		掘削工	幅 w	△-100

測定基準	測定箇所	摘要
施工延長 40m(測点間隔 25m の場合は 50m)につき 1ヶ所、延長 40m(又は 50m)以下のものは 1施工箇所につき 2ヶ所、法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。		1-2-3-5
幅は、施工延長 40m(測点間隔 25m の場合は 50m)につき 1ヶ所、延長 40m(又は 50m)以下のものは 1施工箇所につき 2ヶ所。 厚さは、施工延長 200mにつき 1ヶ所、200m以下は 2箇所、中央で測定。		1-2-3-6
施工延長 40mにつき 1ヶ所、延長 40m以下のものは 1施工箇所につき 2ヶ所。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。 ただし、「TSを用いた出来形管理要領(土工編)」(平成24年3月29日付け国官技第347号、国総公第85号)の規定による場合は、設計図書の測点毎。基準高は、道路中心線及び端部で測定		1-2-4-2

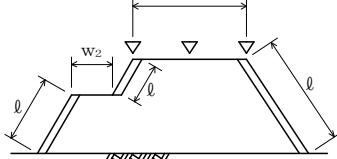
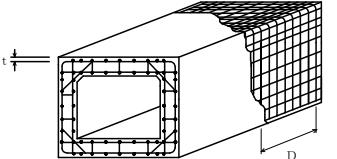
# 出来形管理基準及び規格値 第1編 共通編

●：出来形管理図表を作成する。

△：設計図等を使用し設計寸法と比較対照出来るように整理

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値
1 共 通 編	2 土 工	4 道 路 土 工	3 4		路体盛土工 路床盛土工	基 準 高 ▽	●±50
						法長 ℓ ℓ < 5m	△-100
						ℓ ≥ 5m	△法長-2%
						幅 w <sub>1</sub> , w <sub>2</sub>	△-100
1 共 通 編	2 土 工	4 道 路 土 工	5		法面整形工（盛土部）	厚さ t	●※-30
1 共 通 編	3 無 筋 、 鉄 筋 コ ン クリ ー ト	7. 鉄 筋 工	4		組立て	平均間隔 d	±ϕ
						かぶり t	±ϕかつ 最小かぶり 以上

測定基準	測定箇所	摘要
施工延長 40mにつき 1ヶ所、延長 40m以下のものは 1施工箇所につき 2ヶ所。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。 ただし、「T Sを用いた出来形管理要領（土工編）」（平成24年3月29日付け国官技第347号、国総公第85号）の規定による場合は、設計図書の測点毎。基準高は、道路中心線及び端部で測定		1-2-4-3 1-2-4-4
施工延長 40mにつき 1ヶ所、延長 40m以下のものは 1施工箇所につき 2ヶ所。法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。		1-2-4-5
$d = \frac{D}{n-1}$ D : n本間の延長 n : 10本程度とする ϕ : 鉄筋径  工事の規模に応じて、1リフト、1ロット当たりに対して各面で一ヶ所以上測定する。最小かぶりは、コンクリート標準示方書（設計編標準7編2章2.1）参照。ただし、道路橋示方書の適用を受ける橋については、道路橋示方書（Ⅲコンクリート橋編6.6）による。 注1) 重要構造物かつ主鉄筋について適用する。 注2) 橋梁コンクリート床版桁（P C橋含む）の鉄筋については、第3編3-2-18-2床版工を適用する。 注3) 非破壊試験の対象工事と明示された新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積 25 m <sup>2</sup> 以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外））の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領（案）」も併せて適用する。		1-3-7-4